

*** 不妊治療にかかった費用の一部を助成します！ ***

東員町では、不妊治療を受けるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療・一般不妊治療に要した費用の一部を助成します。

※やむを得ない理由により申請が治療終了後60日を超えた場合は、遅延理由書を提出いただく必要があります。
ただし、遅延理由書を添付した申請が可能なのは、治療が終了した日の属する年度内に限ります。
治療終了日から60日を超え、かつ年度をまたぐ場合は、遅延理由書の有無に関係なく申請ができませんのでご注意ください。

★東員町特定不妊治療費助成制度★

事業名	対象者	年齢制限	助成回数制限	助成額	申請期限
先進医療費助成	保険適用の治療と併用して先進医療を受けた方	治療期間初日における妻の年齢が43歳未満	なし	上限5万円 (先進医療費の70%)	治療終了日から60日以内
保険適用終了後の特定不妊治療に対する回数追加助成	保険適用の治療を上限を超えて受けた方	治療期間初日における妻の年齢が43歳未満	保険適用上限回数と合わせて1子あたり8回まで	上限30万円 (CとFは17万5千円)※	治療終了日から60日以内
着床前胚染色体異数性検査(PGA-T)を含む特定不妊治療費助成	公益社団法人日本産婦人科学会の承認医療機関において着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)を含む特定不妊治療を受けた方	治療期間初日における妻の年齢が35歳以上43歳未満	1子あたり6回まで (保険適用助成回数、保険適用終了後の特定不妊治療助成回数、着床前胚異数性検査(PGT-A)を含む特定不妊治療回数が1子あたり8回以下)	上限30万円 (CとFは17万5千円)※	治療終了日から60日以内
不育症治療費助成	医師が必要と認める不育症にかかる治療を受けた方	なし	1年度あたり1回まで	上限10万円	治療終了日から60日以内

※ C・Fについては、裏面参照

★東員町不妊治療費助成制度★

「東員町特定不妊治療費助成制度」と併用して助成を受けることができます。
助成額は「東員町特定不妊治療費助成制度」等で支給された額を控除した額となります。

事業名	対象	年齢制限	助成回数制限	助成額	申請期限
公的医療保険適用不妊治療費助成	保険適用の医療費	治療期間初日における妻の年齢が43歳未満	回数上限なし	上限5万円	治療終了日から60日以内
特定不妊治療費(先進医療)助成	東員町特定不妊治療費助成事業の対象となる医療費	治療期間初日における妻の年齢が43歳未満	回数上限なし	上限5万円	治療終了日から60日以内
特定不妊治療費(回数追加)助成	東員町特定不妊治療費助成事業の対象となる医療費	治療期間初日における妻の年齢が43歳未満	回数上限なし	上限10万円	治療終了日から60日以内
着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)を含む特定不妊治療費助成	東員町特定不妊治療費助成事業の対象となる医療費	治療期間初日における妻の年齢が43歳未満	回数上限なし	上限10万円	治療終了日から60日以内

★申請について、詳しくは東員町ホームページをご確認ください。
<https://www.town.toin.lg.jp/soshiki/1009/1/3/669.html>



<申請・お問い合わせ先> 東員町役場 子ども家庭課 TEL：0594-86-2872

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治 療 内 容		採卵まで			採精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受精	胚 移 植						（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認	助成対象範囲
		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
							胚移植	黄体期補充療法		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要時間		14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施												助成対象	
B	凍結胚移植を実施													
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止													
F	排卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

* B：採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。